

【指定管理者を募集する施設の概要】

1 令和6年度に指定期間が満了となり、指定管理者を募集する施設

(1) 雄勝漁港の指定施設（雄勝物揚場横泊地①, ②）

【所在地及び施設の内容】

1	所在地 石巻市雄勝町雄勝地先
2	施設の内容
	(1) 雄勝物揚場横泊地①
	石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長七五メートル及び幅員三〇メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）
	(2) 雄勝物揚場横泊地②
	石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長八五メートル及び幅員三〇メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）
別紙 1-1 「施設平面図(雄勝)」 参照	

【収支実績額（総括表）】

（単位：千円）

区分	令和4年度 (PB等実績40隻)	令和5年度 (PB等実績40隻)	令和6年度 (PB等見込35隻)	備考
指定管理料 a	1,137	1,110	1,146	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	1,137	1,110	1,146	
人件費 d	1,137			
事務経費 e				
支出計 (d~e)	1,137	1,110	1,146	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(2) 磯崎漁港の指定施設

【所在地及び施設の内容】

1	所在地 宮城郡松島町磯崎字長田地先（東防波堤横泊地） 宮城郡松島町磯崎字鷺島地先（船揚場横泊地）
2	施設の内容
(1)	東防波堤横泊地 宮城郡松島町磯崎字長田地先の別紙1に示す延長230メートル及び幅員12.5メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）
(2)	船揚場横泊地 宮城郡松島町磯崎字鷺島地先の別紙1に示す延長30メートル及び幅員12.5メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）

別紙 1-2 「施設平面図(磯崎)」 参照

【収支実績（見込）額（総括表）】

(単位：千円)

区分	令和4年度 (PB等実績54隻)	令和5年度 (PB等実績52隻)	令和6年度 (PB等見込54隻)	備考
指定管理料 a	1,756	1,702	1,768	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	1,756	1,702	1,768	
人件費 d	1,624	1,576	1,635	
事務経費 e	132	126	133	
支出計 (d~e)	1,756	1,702	1,768	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(3) 塩釜漁港の指定施設（釜の渚泊地）

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 塩竈市新浜町三丁目地先
2 施設の内容 泊地（釜の渚泊地） 塩竈市新浜町三丁目地先の別紙1に示す延長714メートル及び幅員12.5メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）
別紙1-3「施設平面図(釜の渚)」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】

（単位：千円）

区分	令和4年度 (PB等実績167隻)	令和5年度 (PB等実績173隻)	令和6年度 (PB等見込168隻)	備考
指定管理料 a	5,281	5,535	5,500	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a~b)	5,281	5,368	5,500	
人件費 d	3,977	4,076	4,141	
事務経費 e	1,206	1,459	1,359	
支出計 (d~e)	5,281	5,535	5,500	
収支 (c-f) g	0	0	0	